

職員の給与に関する条例

〔平成18年10月30日〕
条例第7号

改正 平成21年10月8日条例第4号

職員の給与に関する条例（平成7年北但行政事務組合条例第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、法第3条の規定する一般職員に属する職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第2条 前条に定める職員の給与に関する事項については、豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号）の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」に、「市」とあるのは「北但行政事務組合」と読み替えるものとする。

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（平成7年北但行政事務組合条例第21号）の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、この条例による改正後の職員の給与に関する条例の相当規定によりなされたものとみなし、期間は、通算する。

附 則（平成21年10月8日条例第4号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成21年11月1日から施行する。